

# 浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要領

## 第1条 目的

この要領は「浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱」（以下、「要綱」という。）第23条の規定により、要綱の施行に関し必要な事項を定める。

## 第2条 用語

この要領で使用する用語の意味は、要綱により定義された用語の例とする。

## 第3条 立地基準

要綱第5条に定める立地の基準は下記のとおりとする。

### 一 立地環境

次の区域は、計画地から除外すること。ただし、やむを得ず立地する場合には、事前に規制の解除等を受けること。

- (1)自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する特別地域
- (2)静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）に規定する特別地域
- (3)自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域
- (4)静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）に規定する自然環境保全地域の特別地区
- (5)鳥獣保護及び狩猟に関する法律（大正7年法律第32号）に規定する鳥獣保護区の特別保護地区
- (6)都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する風致地区
- (7)急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (8)地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域
- (9)砂防法（明治30年法律第29号）に規定する指定土地
- (10)森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林
- (11)海岸法（昭和31年法律第101号）に規定する海岸保全区域

二 次に掲げる施設の敷地境界からの距離が原則として100m以上あること。

- (1)学校、図書館等の教育文化施設
- (2)病院等の医療施設
- (3)老人ホーム等の福祉施設

### 三 立地場所

次の承諾が得られること。

- (1)汚染土壌処理施設設置場所を使用する権原の取得及び処分する汚染土壌の処分方法等の条件その他必要な事項についての土地所有者の承諾
- (2)汚染土壌処理施設設置場所までの搬入道路（国道、県道、市道及び法定外公共用道路を除く。）を使用する権原の取得及び汚染土壌の搬入に伴う車両の通

行についての管理者の承諾

(3)放流水（雨水及び従業員等の生活雑排水を除く。）がある場合は、直接放流する河川、水路等の管理者（国又は地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）の承諾

#### 第4条 事業計画書

要綱第6条第1項の事業計画書の様式は、汚染土壌処理施設設置事業計画書（第1号様式）とする。

2 事業計画書には、次の書類、図面を添付するものとする。

一 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面

三 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

四 汚染土壌の処理工程図

五 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

六 埋立処理施設にあっては、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立を行う場合における当該免許又は承諾を受けたことを証する書類の写し

七 汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

八 汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

九 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水（以下、「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下、「排出水」という。）及び排出水に係る用水の系統を説明する書類

十 排水口における排出水の水質の測定方法を記載した書類

十一 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質の測定方法を記載した書類

十二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下、「飛散等」という。）並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類

十三 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

十四 汚染土壌処理施設で処理した汚染土壌の処理方法を記載した書類

#### 第5条 環境保全対策書

要綱第6条第2項に定める事項は次の通りとする。

一 大気汚染

- 二 水質汚濁
- 三 騒音
- 四 振動
- 五 悪臭
- 六 土壌汚染、地下水汚染

#### 第 6 条 関係地域の設定

要綱第 7 条第 1 項の規定により定める関係地域は、事業用地の周囲の地形、気象、人口、自然環境、土地の利用状況、交通、事業計画書及び環境保全対策書の内容等を総合的に勘案し、環境への影響が及ぶ範囲とする。

#### 第 7 条 周知計画書

要綱第 9 条の周知計画書の様式は、第 2 号様式とする。

#### 第 8 条 説明会

設置者は説明会を開催するときは、参加者に事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつわかりやすく説明するよう努めなければならない。

- 2 設置者は説明会において、関係住民に対し、市長に意見書を提出することができる旨及び意見書の提出期限を説明するものとする。

#### 第 9 条 実施状況報告書

要綱第 11 条に定める実施状況報告書の様式は第 3 号様式とし、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 説明会で配布し、又は使用した書類及び図面
- 二 説明会以外で周知に使用した書類及び図面
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類及び図面

#### 第 10 条 見解書

要綱第 13 条第 1 項の見解書の様式は、第 4 号様式とする。

#### 第 11 条 事業計画書等の変更の届出

要綱条例第 16 条第 1 項の規定による届出は、事業計画書変更届（第 5 号様式）により行うものとする。

- 2 要綱第 16 条第 2 項の規定による届出は、環境保全対策書変更届（第 6 号様式）により行うものとする。
- 3 要綱第 16 条第 3 項の規定による届出は、周知計画書変更届（第 7 号様式）により行うものとする。
- 4 要綱第 16 条第 4 項に定める変更は、汚染土壌処理施設の処理能力に係る変更であって当該変更によって当該処理能力が 10% 未満減少されるに至るものとする。

## 第 12 条 事業計画の廃止の届出等

要綱第 17 条第 1 項の規定による届出は、事業計画廃止届（第 8 号様式）により行うものとする。

## 第 13 条 あっせん

要綱第 18 条第 1 項の規定による申請は、あっせん申請書（第 9 号様式）によるものとする。

## 第 14 条 勧告

要綱第 21 条の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した勧告書により行うものとする。

- 一 勧告事項
- 二 措置を講じるべき期限
- 三 勧告を行う理由

## 第 15 条 書類等の提出部数

要綱及びこの要領の規定により、市長に提出しなければならない書類の提出部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 第 1 号様式及び第 5 号様式並びに第 6 号様式（添付書類を含む。） 5 部
- 二 前号に掲げる様式以外の様式（添付書類を含む。） 2 部
- 三 条例第 11 条第 1 項の規定による意見書 2 部

## 第 16 条 細目

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要領は要綱の施行日(平成 21 年 12 月 24 日)から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

### 汚染土壌処理施設設置事業計画書

浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

#### 記

申請者の事務所の所在地							
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称							
汚染土壌処理施設の設置の場所							
汚染土壌処理施設の種類							
汚染土壌処理施設の構造							
汚染土壌処理施設の処理能力							
処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態							
他に汚染土壌処理施設の許可を受けている場合はその都道府県知事（又は市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日	<table border="1"><thead><tr><th>許可番号(申請年月日)</th><th>都道府県(市)名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	許可番号(申請年月日)	都道府県(市)名				
許可番号(申請年月日)	都道府県(市)名						
汚染土壌の処理方法							
セメントの品質管理方法（セメント製造施設に限る）							
保管設備の場所及び容量							

再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設の許可番号、種類及び能力		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>許可番号</th> <th>種類</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					名称	所在地	許可番号	種類	処理能力										
		名称	所在地	許可番号	種類	処理能力															
汚染土壌処理施設の立地等	立地環境 (該当する番号を で囲むこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自然公園法等に規定する特別地域</li> <li>2 原生自然環境保全地域</li> <li>3 自然環境保全地域の特別地区</li> <li>4 鳥獣保護区の特別保護地区</li> <li>5 風致地区</li> <li>6 急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>7 地すべり防止区域</li> <li>8 砂防法に規定する指定土地</li> <li>9 保安林</li> <li>10 海岸保全区域</li> </ul>																			
	敷地境界から 100m以内にある施設等(該当する番号を で囲むこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校、図書館等の教育文化施設</li> <li>2 病院等の医療施設</li> <li>3 老人ホーム等の福祉施設</li> </ul>																			
	設置場所の土地所有者																				
	搬入道路の管理者																				
	放流水を放流する河川、水路の管理者																				
備考																					

第 2 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

### 周知計画書

浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱第 9 条（第 13 条第 3 項）の規定に基づき、次のとおり周知計画書を提出します。

#### 記

汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
事業計画告示年月日		
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	開催の周知方法	
	対象地域	
	配布する書類又は図面	
その他の周知方法に関する事項	周知方法	
	対象地域	
	配布する書類又は図面	

第 3 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

### 実施状況報告書

浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱第 11 条(第 13 条第 3 項)の規定に基づき、次のとおり実施状況報告書を提出します。

#### 記

汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
事業計画告示年月日		
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	対象地域	
	参加人数	
	内容及び意見の集約並びに今後の対応	
その他の周知方法に関する事項	周知の時期	
	周知方法	
	対象地域	
	説明会等開催場所	
	説明会等の内容及び意見の集約並びに今後の対応	



第 4 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

### 意見書等に関する見解書

浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり意見書等に対する見解書を提出します。

#### 記

汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
事業計画告示年月日	
意見書等送付年月日	
意見の要旨	
意見に対する見解	

第 5 号様式（第 11 条第 1 項関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

### 事業計画書変更届

事業計画書の内容を変更したいので、浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり事業計画書変更届を提出します。

#### 記

汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
事業計画告示年月日		
変更に係る事項	変更前	変更後

第 6 号様式（第 11 条第 2 項関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

### 環境保全対策書変更届

環境保全対策書の内容を変更したいので、浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり環境保全対策書変更届を提出します。

#### 記

汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
事業計画告示年月日		
変更に係る事項	変更前	変更後

第 7 号様式（第 11 条第 3 項関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

### 周知計画書変更届

周知計画書の内容を変更したいので、浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱第 16 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり周知計画書変更届を提出します。

#### 記

汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
事業計画告示年月日		
変更に係る事項	変更前	変更後

第 8 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

汚染土壌処理施設設置事業計画廃止届

事業計画を廃止したので、浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱第 17 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり汚染土壌処理施設設置事業計画廃止届を提出します。

記

汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
事業計画告示年月日	
事業計画廃止年月日	

第 9 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

あっせん申請書

浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりあっせんで申請します。

記

汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
事業計画告示年月日	
紛争の相手方の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
あっせんで申請する理由	
交渉経過の概要	